

町民スポーツ大会が変わります！

これまで生活圏毎の対抗戦として開催してきました「町民スポーツ大会」は、今年度から町内在住または在勤者を対象とし、多くの人が参加できるよう、「金ヶ崎町スポーツ大会」として開催します。現在申込受付中の種目は以下のとおりです。詳しい内容は町HPをご覧ください。参加を希望する人は、中央・各地区生涯教育センター及び町文化体育館にてお申込ください。その他の種目も順次広報にて周知していきます。皆さまの参加をお待ちしております！

○ビーチボール

- 日時 9月1日(日)
- 場所 町文化体育館
- 申込締切 8月20日(火)



○卓球

- 日時 9月8日(日)
- 場所 町文化体育館
- 申込締切 8月28日(水)



ホームページはこちら

☎ 中央生涯教育センター
スポーツ推進係 (☎ 44-3123)

三ヶ尻小学校2年(入賞当時)鈴木 日穂さんの作品が採用されました。

スローガン
わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり

令和6年度 夏の交通事故防止県民運動
期間 令和6年7月15日(月)から7月24日(水)まで

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 高齢者と夏休み中のこどもの交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

岩手県交通安全対策協議会

農作業中の熱中症を予防しましょう！

これから盛夏の時期、農作業中に熱中症になる可能性が高まります。熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能であるため、農作業を行うときは次のことに心がけましょう。

○予防のポイント

- ① 高温時の作業は極力避け日陰や風通しのよい場所で作業を行う。
- ② 喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給する。
- ③ 単独作業は避け複数名で作業を行う。また、時間を決めて連絡をとり合う。
- ④ 熱中症対策アイテムの活用(帽子や吸湿乾燥性の衣類の着用等)。

○熱中症が疑われる場合には

- ① 作業を中断する(代表的な症状として次の症状が出た場合)
 - ・ 汗をかかない、体が熱い
 - ・ めまい、吐き気、頭痛
 - ・ 倦怠感、判断力低下
- ② 応急処置を行う
 - ・ 涼しい環境へ避難
 - ・ 衣類をゆるめ体を冷やす
 - ・ 水分・塩分を補給
- ③ 病院へ行く
 - ・ 応急処置をしても症状が改善しない場合は、医療機関で診療を受けましょう。



☎ 農林課 (☎ 42-2111 (内線2235))

令和6年12月に保険証(国民健康保険・後期高齢者医療)が廃止されます

☎ 住民課 (内線 2121・2126)

法改正により、従来の保険証は令和6年12月2日に廃止されることとなりました。保険証廃止後は、医療機関を受診するときは、「マイナ保険証」をご利用下さい。

令和6年12月1日までに交付された保険証のうち、引き続き同一の医療保険に加入している人は、その有効期限まで従来の保険証と同様に使用できます。ただし、令和6年12月2日以降は保険証の新規発行・再発行ともできなくなります。このため、有効期限内であっても町内転居、世帯分離等券面記載事項に変更がある場合等でも保険証の発行はできません。

○また、令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードをお持ちでない人、マイナ保険証利用登録をされていない人には、加入する医療保険の資格情報を記載した「資格確認書」を交付する予定です。

※保険証の廃止後の対応については、現時点の国からの通知等をもとに予定しているもので、今後、国の動向で内容が変更となる場合があります。

◎マイナンバーカードの健康保険証利用登録について
マイナンバーカードをすでにお持ちで、保険証登録をしていない人は、利用登録が必要です。

- 利用登録は、次のいずれかで行えます。
 - ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
 - ② パソコン・スマートフォンで「マイナポータル」から行う
 - ③ セブン銀行ATMから行う

○また、ご自身で利用登録が難しい人には、役場住民課で利用登録のサポートを行っております。登録にはマイナンバーカードと利用者証明用の数字4桁の暗証番号が必要となります。サポートを希望される人は、マイナンバーカードを持参のうえ、住民課にお越しください。



◀厚生労働省QR
「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

マイナンバーカードの申請をしましょう！

☎ 住民課 (内線 2127)

まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、この機会にマイナンバーカードを申請しませんか。

- マイナンバーカードの申請方法は、次のとおりです
 - ① パソコン・スマートフォンからのオンライン申請
 - ② 郵便による申請
 - ③ まちなかの証明写真機からの申請

また、ご自身で申請が難しい人には、役場住民課で申請のサポートも行っております。申請には、申請者本人の来庁と次の書類が必要です。

- ・ 通知カード
- ・ 本人確認書類 A又はB
 - A：運転免許証・旅券・在留カードなど公的機関発行の顔写真のあるもの1点
 - B：健康保険証・年金手帳など公的機関発行の顔写真のないもの2点
- ・ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

なお、申請には書類等の事前準備がありますので、予約をお取りいただき来庁願います。予約なしでも対応できますが、来庁時に予約が入っている場合は、予約の人が優先となります。

